



4. 上履きは本校指定の靴とし、土足はしないこと。下履きに下駄、サンダル等は禁止する。
5. やむを得ず異装をしなければならない時は、生徒手帳の届け出欄に記入し HR 担任と生徒部の許可を受けること。

### III 風 紀

1. 頭髪は清潔を旨とし、加工や極端な長髪は認めない。また、眉毛の加工や髭を伸ばすことも禁止とする。化粧、着色リップ、マニキュア、カラーコンタクト及び指輪・ピアス・イヤリング・ネックレス等の装飾品を禁止とする。
2. 常に生徒であることを自覚し、交友は明朗で相互の立場を理解して行うこと。特に学校外での交友は慎重にする。
3. 午後9時以降の外出は控え、午後10時までに帰宅すること。
4. 外泊は保護者の許可を得る。

### IV 通学時の注意

1. 余裕を持った登校を心掛けること。
2. 公共交通機関はマナーを守り利用すること。
3. 自転車通学は許可を受け、決められた場所に駐輪すること。
4. 私有地等に立ち入ることなく、交通安全に十分注意すること。

### V アルバイト

事情によりアルバイトをする必要がある時は、保護者や HR 担任とよく相談をし、確実に学校に届け出る。ただし、危険な職種や高校生としてふさわしくないとと思われる仕事、及び午後9時以降に及ぶ仕事は行わない。

### VI 禁止事項

1. 運転免許の取得
  - (1)原付バイク・自動二輪の免許取得は全面禁止である。
  - (2)四輪自動車の免許取得については、3年の2学期期末考査終了後、進路等に関わって必要な者が所定の手続を経た上で許可されるが、卒業するまで運転は禁止である。
2. 法律に違反する行為。(飲酒・喫煙・暴力・窃盗・定期券不正使用、無免許運転、違法薬物等の使用など)
3. いじめや、生徒間での悪質な物品の販売・金銭の貸し借り、考査時の不正行為。
4. パチンコ店・競馬場などギャンブルに関わる施設や、酒の提供を主目的とした場所への出入り。
5. 刺青・タトゥー等。(大きさや部位を問わず、またシールによるものなどすべて)
6. SNS等に個人等への誹謗・中傷や法律に違反する行為の書き込み、本人の了承を得ない写真等の掲載。
7. 故意に器物を破損する行為。
8. 校内における選挙運動・投票運動および政治的活動。  
以上については、特別指導の対象となる。

### VII その他

1. キャンプ・登山・海水浴・スキー等で宿泊を伴う場合は、必ず保護者またはこれに準ずる者の同伴が必要である。
2. 校舎・校具・備品などの使用は許可を受け、大切に使用すること。万一破損、紛失した際には、HR 担任か担当の先生に直ちに報告する。
3. 校内に掲示・貼紙をする際は、生徒部で掲示許可を受けること。
4. 遺失物・拾得物は直ちに生徒部に届け出ること。
5. ロッカーは各自責任をもって施錠・管理し、勉強道具を置いて帰ることのないように注意すること。
6. 売店の利用時間・マナーを守ること。
7. 学習や行事等に不必要な物は持ってこないこと。また、貴重品や金銭などの管理には各自十分注意すること。

## 生徒心得の見直しに向けた取組について

時代の変容や生徒の状況による見直しについては次の様な手順で行います。

生徒会執行部生徒と生徒部長・管理職との懇話会や、PTA役員による協議会において、検討を要する点について意見を集約し、学年団・関係分掌において協議・検討を進め、職員会議にて決定します。